

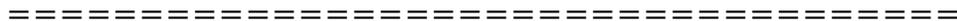


東証メールマガジン

CLUB CABU News No.2544

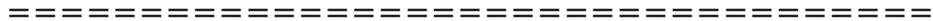
2010.8.4

<http://www.tse.or.jp/>



【本日の目次】

- 1.市場トピックス
  - ◆貸借銘柄の選定についてのお知らせ
- 2.市況情報
  - ◆本日の株価指標等
  - ◆ランキング情報
  - ◆前・後場概況
- 3.スタンダード&プアーズ通信
- 4.その他
  - ◆東証ホームページの更新情報
    - プログラム売買(7月26日～7月30日売買取引分)
    - 信用取引現在高(7月30日申込現在分)
- 5.証券取引等監視委員会からの寄稿



※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の5を抜粋しております。



5.証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿No15

「第三者調査委員会について」

金融庁検査局総務課長(前証券取引等監視委員会総務課長) 佐々木清隆

前回のこの場では、証券取引所や証券業協会等の金商法上の「自主規制機関」との連携に以外にも、公正な証券市場の確立の上で役割を果たす団体や当事者との連携についてご紹介した。その中で、弁護士、法律事務所の果たす役割に鑑みて、日弁連、各地区弁護士会、法律事務所との連携との関係で、去る7月15日に日弁連が作成した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」(以下「ガイドライン」と略)に触れたが、今回は第三者調査委員会について書かせていただきたい。

企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン

(日本弁護士連合会 WEBサイト)

<http://www.nichibenren.or.jp/>

第三者調査委員会は、様々な企業の不祥事に関連して設立されるが、監視委との関係では、証券不祥事、典型的には、企業の粉飾、インサイダー取引等に関連して、第三者調査委員会が設置される事例が多い。このよ

うな第三者調査委員会では、ほとんど全ての場合において、弁護士がメンバーとして参加するほか、特に粉飾の問題では、公認会計士、その他学識経験者等が参加する事例が少なくない。

このような第三者調査委員会の設立、活動は、当該企業のイニシアティブにより行われるものであり、監視委による調査・検査とは直接の関係はないものである。しかし、市場規律を重視する監視委の観点からは、第三者調査委員会の設置及びその活動を、一般論としては、当該企業の自浄作用の現れと評価している。ただ現状では、個別に第三者調査委員会のメンバーの構成、その活動、アウトプットである報告書の内容を見ると、当該委員会や調査プロセスの独立性、客観性、公正性の上で、疑問を持つ事例が少なくない。

具体的には、第三者調査委員会のメンバーの当該企業からの独立性に疑問があるケース(例えば顧問弁護士等がメンバーで利益相反が懸念される場合)、調査対象の問題との関連で調査委員会のメンバーの専門性に疑問がある事例(証券市場の問題であるにもかかわらず金商法に関する専門性について疑問がある等)、調査の範囲、手法やプロセスに疑問がある事例(十分な範囲の検討が行われていない、客観的な証拠を入手していない等)、依頼人である当該企業経営者・幹部の保身目的に利用されている事例等が認識されている。

このような現状において、市場規律を重視する監視委の観点からは、第三者調査委員会が、本来期待される独立した客観的、公正な調査により、問題の原因を解明し、再発防止に向けた的確な取組みを講じることが重要である。本ガイドラインは、あるべき第三者調査委員会の活動に向けた、非常に重要な一歩であると考えている。

特に、本ガイドラインに盛り込まれている、「誰がステークホルダーであるか」との観点は、非常に重要な点であると考えている。すなわち、本ガイドラインにおいて、第三者調査委員会の役割を、企業経営者等の直接の依頼者のためだけでなく、投資家、株主、取引先等のすべてのステークホルダーに対する説明責任を果たすために設置される点については、証券市場の当局としての監視委の立場からは、大いに評価できる点である。

本ガイドラインに基づいて第三者調査委員会の設置、活動が行われ報告書が作成されることは、市場規律の強化の観点からも望ましいことである。本ガイドラインに即した活動が、日弁連会員である弁護士だけでなく、広く同様の第三者調査委員会に関与する、公認会計士、監査法人、その他市場の関係者において行われることを、強く期待するものである。特に、依頼者の立場にある上場企業においては、本ガイドラインの内容を踏まえた第三者調査委員会の活動が行われるよう、当該調査への全面的な協力が求められる。

さらに、監視委としても、証券不祥事との関係で第三者調査委員会が設

置された場合において、当該委員会が本ガイドラインの内容に沿ったものであるかどうかを、監視委の調査・検査等において確認させていただくこととしており、それによりガイドラインが実効性を持って運用されることを期待したい。

(文中、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である)。

・筆者紹介 佐々木 清隆

東京都出身。1983年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融監督庁(現金融庁)検査局、OECD(経済協力開発機構)、IMF(国際通貨基金)等海外勤務を経て、2005年証券取引等監視委員会事務局特別調査課長、2007年同総務課長を経て、2010年7月30日より金融庁検査局総務課長。